

第 10 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成23年2月23日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年2月23日(水曜日)

午前10時0分開議

午後0時22分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

議案第2号 平成22年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成22年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第11号 平成22年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第26号 熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例の制定について

議案第29号 平成13年度から平成21年度までに実施された独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金(後年度償還分)について

議案第37号 指定管理者の指定について

議案第38号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告事項

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と本県の防疫対応について
- ② 熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針について

出席委員(8人)

委員長 佐藤 雅 司
副委員長 淵 上 陽 一
委員 児 玉 文 雄
委員 村 上 寅 美
委員 渡 辺 利 男

委員 前 川 收

委員 中 村 博 生

委員 吉 田 忠 道

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣 田 大 作

総括審議員兼

農業振興局長 福 島 淳

次 長 梅 本 茂

次 長 麻 生 秀 則

次 長 大 薄 孝 一

次 長 下 林 恭

次 長 神 戸 和 生

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白 濱 良 一

農林水産政策監 国 枝 玄

団体支援総室長 牧 野 俊 彦

団体支援総室副総室長 田 中 龍 一

農林水産政策監兼

団体検査室長 與 田 博

農業技術課長 佐 藤 巖

農産課長 本 田 健 志

園芸課長 城 啓 人

畜産課長 高 野 敏 則

農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 大 里 正 明

農村整備課長 田 上 哲 哉

森林整備課長 河 合 正 宏

林業振興課長 藤 崎 岩 男

森林保全課長 久 保 尋 歳

水産振興課長 鎌 賀 泰 文

漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人

首席農林水産審議員兼

農地・農業振興課長 村山 栄一
担い手・企業参入支援課長 浜田 義之
農産物流通企画課長 板東 良明
農業研究センター次長 大田黒 慎一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平田 裕彦
政務調査課課長補佐 川上 智彦

午前10時0分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから、第10回農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

廣田農林水産部長。

○廣田農林水産部長 初めに、宮崎県を中心に全国的に大きな被害が生じている鳥インフルエンザについて、現在までの対応状況を御説明いたします。

県では、1月22日に対策会議を開催し、県内養鶏農家への継続的な巡回指導などにより、異常鶏の早期発見に努めるとともに、消毒、防鳥ネット等による飼養衛生管理の徹底を図りました。

養鶏農家の消毒を徹底するため、1月28日には緊急消毒の知事命令を出し、消毒に必要な消石灰の配付を県内全養鶏農家に行い、さらに、2月15日からは2回目の配付を行っております。

また、1月26日の鹿児島県出水市での発生に伴い、鹿児島県と合同で県境付近に消毒ポイントを設置し、2月17日まで畜産関係車両を中心に消毒を実施いたしました。

さらに、2月5日の宮崎県高千穂町での発生に伴い、県境の2カ所の消毒ポイントについて、宮崎県に対し防疫資材の提供を行うなど、協力して対応しております。

今後、県内では1件たりとも発生させないという強い覚悟で対策に取り組んでまいります。

次に、今議会で先議として御提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、一般会計及び農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金の各特別会計の補正予算並びに繰越明許費の設定と条例等関係6件でございます。

補正予算につきましては、依然として厳しい県内の景気状況や平成23年度の国の公共事業費の縮減状況等を踏まえ、国の地域活性化交付金を積極的に活用し、経済対策分として総額20億円余を計上しております。

この経済対策分に係る補正予算の主な内容は、赤潮被害対策として、新型飼料の効果などの実証に要する経費や、農業研究センターなど、各試験研究機関などの備品や設備の更新に要する経費、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用し、モデル的木造公共施設整備への助成に要する経費等でございます。

一方、経済対策以外の通常分としては、国庫内示の減や現年災害復旧費の減などにより、67億円余の減額補正となっており、経済対策分と合わせた2月補正の総額といたしましては、47億円余の減額となります。

この結果、2月補正後の最終予算額は、一般会計653億円余、特別会計27億円余、総額681億円余となります。

次に、繰越明許費の設定につきまして、11

月議会において御承認いただいているものに加え、今回の経済対策分等について21億円余の追加をお願いしております。関係事業につきましては、早期執行に努めてまいります。

次に、条例等議案につきましては、中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例の制定1件、独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の町負担金1件、漁港施設の指定管理者の指定2件について提案しております。

また、報告事項として、職員による交通事故の和解などに係る専決処分報告2件について提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当課長及び総室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、高病原性鳥インフルエンザの発生状況と本県の防疫対応についてほか1件について、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いします。

平成22年度2月補正予算の総括表でございます。農林水産部全体では、補正額47億円余の減額補正となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、職員給与費でございますが、今回の2月補正では、当初予算に計上しておりました人件費につきまして、人事異動等に伴う増減を補正いたしまして、人件費を確定させるものでございます。今回は、このような補正予算が各課に出てまいります。内容は重複しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

3段目の農業総務費の農政諸費につきまして1,400万円の増額をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり国庫補助金返還金でございますが、国から県を經由して市へ交付した補助金のうち、熊本市ほか3市から国庫への返還分でございます。

3ページをお願いします。

農業研究センターの予算でございます。

2段目の管理運営費につきまして、3億6,000万円余の増額をお願いしております。

これは、説明欄の2に記載のとおり、経済対策として、老朽化した試験研究施設の改修を行うものでございます。

次に、下段の企画経営情報費でございますが、公募型資金提案課題の採択減及び国庫補助金内示総額の減に伴う補正として1億5,000万円余の減額、経済対策として、試験研究に必要な備品の整備に8,000万円余の増額をお願いしております。

4ページから6ページまでは、同様に国庫委託内示額の減及び民間受託試験の減に伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの最下段の水とみどりの森づくり事業費の14万円余の増額は、基金運用益の確定に伴い、運用利子を積み立てるものでございます。

7ページをお願いいたします。

林業研究指導所の予算でございます。

下から2段目の試験調査指導費につきましては、受託事業の減によるものでございます。

一番下の施設整備費につきまして、6,600万円余の増額をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、経済対策として、試験研究に必要な施設の整備及び改修、備品の購入を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

4段目以降が、水産研究センターの予算でございます。

説明欄2の試験調査事業でございますが、国庫委託の内示減及び民間受託の契約額減による減額補正でございます。

それから、9ページの説明欄4及び5でございますが、経済対策として、施設整備及び技術開発試験、試験研究に必要な備品等の整備を行うものでございます。

以上、農林水産政策課といたしましては、4億3,500万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加設定につきまして御説明させていただきます。

繰越明許費につきましては、11月議会におきまして、既設定額の欄に記載のとおり、総額177億9,500万円余の設定を御承認いただいたところでございますが、2月補正の経済対策分等につきまして、追加設定額の欄に記載のとおり21億8,400万円余の繰越設定をお願いするものでございます。これによりまして、11月の設定分と合わせまして、農林水産部といたしましては、設定額は199億7,978万円余となります。

続きまして、84ページをお願いします。

報告第1号は、交通事故に関する専決処分の報告でございます。内容は85ページの資料で御説明いたします。

昨年8月23日に、鹿本地域振興局林務課の職員が、公務外出し、外出先の市道で駐車箇所へ移動していたところ、隣接民地から道路に進入してきた車両と接触した物損事故でございます。

今回の事故は、相手方の不注意による事故でありまして、双方の過失割合は、県側20、相手側80と判断されまして、過失相殺の結果、県側の損害賠償額はゼロ、相手方から県に支払われる賠償額は1万7,969円で和解が調いまして、本年1月20日に和解につきまして専決処分を行ったところでございます。

農林水産政策課は以上でございます。御審

議のほどよろしく申し上げます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

資料の10ページ以下をお願いいたします。

団体支援総室は、補正予算関係でございますけれども、2月補正では、主に制度資金の融資実績に伴います補正と、それから関係特別会計の繰り出し、繰り入れといった補正を行うこととしております。

主なものについて御説明いたしますが、ページが飛びますけれども、12ページをお願いいたします。

12ページの表の一番下、経営対策資金助成費というところで、右側の方に4,800万円余の減額となっておりますが、主に説明欄の2番の家畜疾病緊急対策資金助成費でございます。これは年度初めの口蹄疫の関連で資金を創設したものでございます。口蹄疫の場合、最悪の事態を想定いたしまして、総額80億円、単県分で60億円の融資枠を設定しておりましたが、幸いにもそこまでございませんで、減額補正となっております。

なお、創設しました資金の利用実績といたしましては、主に家畜市場の閉鎖等に伴います当面の生活資金ということで設定したのが190件程度の約5億円といった利用となっております。

それから、同じ表でございますけれども、一番上に農業信用基金協会出資金ということで、右側の説明欄とそれから一般財源のところ三角の4,200万円余となっております。

これは、農業信用基金協会が、無担保、無保証人で債務保証ができるように、県が特別の準備金に出捐するものでございますが、先ほど申し上げました口蹄疫の関係で、今回増額をしておりました。同じく、借入れが見込みよりも少なかったということで、この出資額も減額するというものでございます。

それから、次の13ページをお願いいたします。

13ページの下から2段目の林業金融対策費というところで、右側の方、三角の5,843万4,000円といった数字がございます。

これにつきましては、説明欄の2番、森林整備加速化・林業再生事業ということで三角がございます。5,700万円余、三角でございますが、これは、いわゆる基金事業でメニューの一つとしまして利子助成を行うというものでございますが、基金事業のいろんなメニューの中で、この利子助成の利用が当初見込みよりも少なかったということで減額補正でございます。

ただ、この分は、基金を財源とした事業ということですので、来年度、事業所管課の方と連携いたしまして、その他の事業に回して活用するというところで考えております。

それから、また飛びまして15ページをお願いいたします。

15ページは、金融対策費となっております。これは漁業関係の金融対策でございます。

主なものといたしまして、右側の説明欄の4番と5番、赤潮被害関係がございますが、4番が21年度分、一昨年分で、5番が昨年夏の赤潮分で資金を創設したものでございます。被害額が約16億円ということで、漁業近代化資金と合わせまして15億円程度の枠を設定しておりましたけれども、そこまでの利用がございませんでしたので、減額するものでございます。

なお、昨年夏の赤潮被害で被害を受けた養殖漁業者の皆さんの資金の調達がどんなものかということで推定をしておりますのですが、今回、県、市で連携しましたこの対策資金が1億円ちょっと、それから中間魚の購入補助というのが1億円ぐらい、それから漁業共済金が4億5,000万円程度、そのほか、漁業信用基金協会の独自の保証、通常保証、い

ろいろ使いまして6億円余でございまして、単純計算しますと13億円程度の資金が調達されているというようなことで、マクロ的にはいろんな方法で手当てされたのではないかと、いうふうに推測しているところでございます。

それから、16ページと17ページは、ここから特別会計の方に入りますが、ダブるところがございますので、18ページ以下の特別会計のところで御説明いたします。

主なところでございますけれども、まず、18ページと19ページは農業改良資金特別会計でございます。

18ページの方からごらんいただきますと、農業改良資金特別会計につきましては、昨年の10月から、関係法令の改正によりまして、貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっておりまして、それに伴い、今回特別会計の補正等を行っております。

主なところでございますが、表の上から2段目の右側の方、三角で1億円となっております。これは、10月までの県の貸付分ということで枠を設定しておりましたけれども、実績がなかったということで減額するものでございます。

それから、一番下に国庫支出金返納金ということで、三角の1億500万円余ということになってございますが、ここは国庫支出金返納金を減額ということでございますけれども、説明欄のところに、農業改良資金の貸付事業の終了に伴う返納時期の変更ということでございます。もともと定期的に2月補正で、この国庫金の資金が余裕がある分は返納ということでしておりましたのですけれども、今回、貸付主体の変更などの制度改正に伴いまして、平成24年8月までに、要するにまとめて返すというようなことになりましたので、今回返そうと思っていた分をとりあえず一たん減額するというものでございます。

それから、次の19ページでございまして

ども、これは一般会計の繰り出しということで、右側に説明欄がございますけれども、今回農業改良資金の県としての貸付事業が終了ということで、特別会計の廃止に伴いまして、一般会計に残り分を繰り出すというものでございます。

次に、20ページと21ページですが、20ページから林業改善資金の特別会計ですけれども、主なものでございますが、上から3段目の真ん中付近、国庫支出金返納金とございます。

こちらの方は、同じく資金の余裕分の国庫分を自主返納するというので、今回計上するものでございます。事業関連資金につきましては、もともと国庫が3分の2、県が3分の1でございますので、国に返す分に対応する分は、県の一般会計にも返すことになっておりますが、それが21ページにございます一般会計繰出金ということで、説明欄の2番にございますのが、そのものでございます。

それから、最後の22ページでございますが、ここは沿岸漁業改善特別資金でございますけれども、今回の2月補正では大きな補正はございません。

以上で、最下段でございますけれども、総室全体で2,545万6,000円という、差し引きでこういうふうな増額の補正となっております。よろしく申し上げます。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の23ページをお願いします。

資料の中ほどよりも下側にございます農作物対策費でございますが、まず、農作物対策推進事業費につきまして6,600万円余の減額補正をお願いしております。

これは右側の説明欄にありますとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の国庫内示額が大幅に減って確定したことに伴う減額補正をお願いするものでございます。

次の土壌保全対策事業費につきまして600万円余の減額補正をお願いしております。

これも右側説明欄にありますとおり、農地・水・環境保全向上対策事業の営農活動支援分で、国庫内示減に伴う減額補正をお願いするものでございます。

以上、農業技術課としましては、課計1億3,600万円余の減額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○本田農産課長 農産課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

左側3段目の農作物対策費についてですが、まず、米麦等品質改善対策事業費が180万円の減額でございます。

内訳といたしまして、右側説明欄の1、くまもと米トップグレード総合推進事業は、事業費確定に伴う減額によるもの、また、2の小麦高付加価値システム化事業は、23年度要求分を経済対策で前倒し実施するものでございます。

次のい業振興対策費についてですが、林業振興課の事業と連携して畳の導入を支援しておりますくまもと地産地消の家づくり推進事業の一部を経済対策で前倒し実施するものでございます。131万円の増額でございます。

25ページをお願いします。

国庫支出金返納金につきましては、生産総合事業で取得した財産の一部を処分したため、国庫を返納するものでございます。

次に、生産総合事業費が6億20万円余の減額でございますが、国交付金の内示減に伴うものでございます。

最後に、水田営農活性化対策費が1億2,517万円余の減額でございます。

内訳といたしまして、説明欄1の非主食用米総合推進事業につきましては、国庫内示減及び事業費確定によるもの、また、2の球磨焼酎等ブランド確立推進事業、3の米粉ビジ

ネス定着緊急支援事業につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、農産課分といたしまして、6億8,000万円余の減額をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城園芸課長 園芸課でございます。

26ページをお願いします。

中段の果樹振興対策費7,500万円の増額でございます。

説明欄ですが、新規として、熊本みかん高品質化緊急対策事業、経済対策分としてお願いするものでございます。

近年、本県の温州ミカン、秋の高温や大雨など気象変動の影響を受け、極わせミカンなどの品質低下が見られています。対策として、21年産から、生産者、関係機関総力を挙げ、全園地巡回指導による品質向上と着色促進技術の導入による摘出荷などを進め、22年産では、市場から熊本産はよくなってきていると評価を得るまでになったところです。

本事業は、23年産以降の熊本ミカンの評価をさらに高めるため、品質向上に即効的な効果のあるマルチ資材などの導入に要する経費の補助を行うものでございます。また、23年度へ繰り越しをお願いしているところです。

以上、園芸課の2月補正予算としまして、108万円余の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、中段の畜産振興費でございますけれども、2億5,300万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳といたしましては、説明欄の畜産関係技術者養成事業及び2番のこだわり（飼料用米給与）畜産物PR事業、この部分につ

きましては、ふるさと雇用再生基金を活用したものでございまして、入札残により減額したものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

畜産生産基盤総合対策事業、これは810万円余の減額でございますけれども、説明欄の2の家畜改良増殖総合対策事業でございますけれども、これは、今年度北海道で開催を予定しておりました乳用牛の全国の共進会、これが口蹄疫の影響で来年に延期されたことによります事業費の減でございます。

次に、その下の家畜経営安定対策事業でございますけれども、2億3,400万円余の減額をお願いするものでございます。

その主なものといたしましては、説明欄の1番の家畜畜産物価格安定対策事業、これは肉用子牛、肉豚、鶏卵等の価格安定を実施する事業でございますけれども、契約数量の減による基金積立額の減によるものでございます。

その下の3番目の畜産総合対策事業、これは畜産関係の機械関係、これを一応当初予算で上げておりましたけれども、年度途中でこの交付金からリース事業へ変更になったものでございまして、交付金・補助金の減によるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

中段の家畜保健衛生費でございますけれども、トータルで1億4,500万円余の減額をお願いするものでございます。減額の主なものといたしましては、30ページの方をお願いしたいと思います。

まず、説明欄の口蹄疫緊急防疫対策事業、これは、口蹄疫の発生に伴いまして、消毒ポイントの経費並びに農家消毒を実施する事業でございます。当初は8月末まで移動制限があるんじゃないかということでしてございましたけれども、一応7月末で終了いたしました。

たので、それに伴う6,500万円余の減額となっております。

また、5番目の口蹄疫家畜出荷遅延緊急対策事業、これは市場再開がおくれた場合のかけ増し経費、これを助成する事業でございますけれども、これも当初は8月から市場再開ということで試算しておりましたけれども、7月11日から再開ということで、その分の額の減少でございます。

それから、6番目の口蹄疫緊急家畜市場再開支援対策事業及び7番目の口蹄疫畜産経営安定対策事業、この部分につきましては、対象頭数の減に伴う執行残でございます。

それから、一番下の8番目の家畜保健衛生所基盤強化事業、これは新規事業でございます、5,200万円余の増額をお願いしているわけでございます。

これは、口蹄疫とか鳥インフルエンザの悪性伝染病の発生に備えまして、県下に5カ所家畜保健所があるわけでございますけれども、そちらの方に、防疫資材の保管庫並びに器具、器材、豚の電殺機とか、動力噴霧機、こういったものを整備するために要する経費でございます。国の緊急経済対策事業を活用しておるところでございます。

畜産課といたしましては、合計で4億900万円余の減額をお願いしているところでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

報告第2号は、交通事故に関する専決処分の御報告でございます。87ページの資料で御説明申し上げます。

昨年8月31日に、城北家畜保健所の職員が、菊池郡菊陽町で公務を終え、出張先の駐車場を出るためにバックしようとしていたところ、公用車の右方向から駐車場に進入した車両に接触したものでございます。

今回の事故は、駐車場内での接触事故であり、双方の過失割合は、県側が90%、相手方

が10%と判断されまして、過失相殺の結果、県側の損害賠償額は25万2,940円で和解が調いまして、今年2月2日に和解について専決処分を行ったものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

下から2段目でございますが、国営土地改良事業直轄負担金でございますが、大野川上流地区の平成21年度の事業費が確定したことに伴います減額補正でございます。

次の段でございますけれども、債務負担行為の追加でございます。

これは、同地区の平成21年度事業費に対しまして、右の説明欄にございますが、23年度から34年度までに県が納付をいたします負担金についてお願いをするというものでございます。

32ページをお願いいたします。

一番上の欄でございますが、土地改良施設維持管理事業費でございますが、国庫内示減に伴います672万円余の減額補正でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、森林総合研究所管特定中山間保全整備事業負担金でございますが、南小国町、小国町で実施をされておりまして、昨年度末に完了いたしました阿蘇小国郷地区の平成21年度、昨年度の事業費の確定に伴う減額及び両町の後年度負担金の繰り上げ償還に伴います増額でございます、2億8,600万円余の増額補正をお願いしているものでございます。

その下の段の債務負担行為でございますが、これも、同地区の農道事業に関します後年度償還分に対しまして、説明欄にございますように、23年度から36年度までに森林総合

研究所に納付する負担金についてお願いをするものでございます。

次の段の県営土地改良調査計画費でございます。国庫内示減などに伴います2,600万円の減額補正でございます。

34ページをお願いいたします。

上から2段目でございます。農業農村整備推進交付金でございますが、国庫内示減や国の事業の廃止などに伴う6,094万円余の減額補正でございます。

1段飛ばしまして、上から4段目でございます。海岸保全直轄事業負担金でございますが、玉名・横島地区の平成21年度事業費の確定に伴いまして、3,842万円余の減額補正でございます。

一番下の段でございますが、農村計画・技術管理課といたしましては、1億6,300万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、条例等の関係でございます。後ろの77ページをお願いいたします。

議案第29号、平成13年度から平成21年度までに実施された独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金についてでございます。

先ほど御説明をいたしましたけれども、昨年度末で完了いたしました同事業のうち、農道事業の後年度償還分につきまして、南小国町、それから小国町の負担金の金額を定める議案でございます。

両町の負担金につきましては、中段でございます表に示しておるとおりでございます。南小国町が4,400万円余、小国町が3億1,400万円余となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

35ページをお願いいたします。

農業総務費の山村振興対策事業費でござい

ます。

説明欄にあります1の中山間地域等直接支払事業及び2の中山間地域等直接支払基金事業におきまして、合わせて13億円余の減額補正をお願いするものでございます。

中山間地域等直接支払いの市町村営の交付は、これまで国の交付金が2の基金事業に積み立てられ、直接支払事業として県から市町村へ交付するときに、この2の基金から1の直接支払事業に所要額を繰り入れて、県費とあわせて交付するという方式で交付しておりましたが、22年度から、国から県への交付方法が、基金を通さずに直接県へ補助金として交付される方式に変更されました。このため、交付見込み面積の減による交付額の減とあわせまして、基金積み立て廃止による財源更正及び基金積み立ての廃止による減額補正を行うものでございます。

なお、この基金の廃止につきましては、今定例会に熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例を提案しておりますので、後ほど御説明いたします。

次に、36ページをお願いします。

農地総務費の最下段の国庫支出金返納金でございます。これは、中山間地域等直接支払基金の廃止に伴い、これまで積み立てしておりました基金残額2億円余を国庫に返納するものでございます。

続きまして、37ページをお願いします。

土地改良費でございます。

農地集団化事業費から39ページの農業経営高度化支援事業費までは、国庫内示減、財源更正、入札に伴う減等によるものでございまして、3億2,000万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、40ページをお願いします。

農地防災事業費でございます。

海岸保全事業費から41ページ2段目の団体営農地防災事業費までは、入札による減及び国庫内示減によるもので、3億9,000万円余

の減額をお願いするものでございます。

次に、農地災害復旧費でございます。

過年災害復旧費は、国庫内示減であります。現年災害復旧費は、22年の災害発生件数が少なかったため、減額するものでございます。合わせて6億4,000万円余の減額をお願いしております。

農村整備課としまして、合計で25億円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

79ページの条例案の概要で御説明いたします。

これまで、中山間地域等直接支払交付金につきましては、毎年度、交付金の市町村への交付に要する経費のうち、国の交付金に相当する額を本県の基金に積み立てておりました。

しかしながら、平成22年度からは、当該交付金の交付に当たり、これまでの資金積み立て方式を廃止し、単年度ごとの所要額交付方式により実施されることになったため、基金を廃止することになりました。これが、この条例案を提出する理由であります。

農村整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

林業総務費でございますが、1億4,270万円余の増額補正をお願いしております。

その内訳でございますが、その下の林政諸費では、説明欄のとおり、ふるさと雇用及び緊急雇用対策事業の事業費確定に伴う減でございます。

次の森林計画樹立費では、森林の施業区域の確定や境界の明確化を図る事業でございますが、本事業におきまして2,500万円の減額

補正をお願いしております。

次に、森林保険事務取扱費でございますが、国庫内示減によるものでございます。

43ページをお願いいたします。

同じく、森林国営保険の事務処理業務を年度当初から委託する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いしております。

次の森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、運用利子の増及び補助対象森林の減による既交付金の返納によるものでございます。

その下の水とみどりの森づくり事業費につきましては、事業対象区域の確定などによりまして、1,920万円余の減額補正及び財源更正をお願いしております。

44ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり普及促進事業で、森づくりボランティアネットの運營業務を年度当初から委託したいということから、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、森林整備促進及び林業等再生基金積立金でございますが、1億8,350万円余の増額補正をお願いしております。

当該基金は、国の支出により設けられました基金で、間伐等の森林整備の加速化や森林資源を活用した林業・木材産業等の再生を図るための事業に活用しているものでございます。今回の補正増につきましては、説明欄の2にありますように、国の経済対策により新たに1億9,050万円の基金を積み立てるものでございます。

林業総務費は以上でございます。

45ページをお願いいたします。

林業振興指導費でございます。これは1億7,830万円余の増額補正をお願いしております。

その内訳といたしまして、林業公社貸付金につきましては、林業公社職員の人件費の確定による減及び流域総合間伐対策事業費におきまして、経済対策として間伐及び作業道の

開設を行うため、間伐等森林整備促進対策事業として1億8,066万円余の増をお願いしております。

次に、森林病虫害駆除費でございます。総額で3,370万円余の増額補正をお願いしております。

その内訳といたしまして、説明欄1の森林病虫害等防除事業における必要事業量の確定に伴う減や、説明欄3の松くい虫被害緊急対策事業における国の経済対策に伴う3,500万円の増などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

造林費でございます。総額で1億3,770万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳といたしまして、説明欄1の森林環境保全整備事業における国庫内示減と2の路網ネットワーク緊急整備事業におきまして、きめ細かな交付金を活用した経済対策として、作業道の整備のために6,060万円余の増額補正をお願いしております。

次に、県有林費でございますが、総額1,710万円余の増額補正をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

この内訳でございますが、事業費確定に伴う減と管理事業費の説明欄3の県有林オフセット・クレジット取得事業におきまして、当初設定されていなかった国の支援制度の活用によりまして県の負担が減ったことによる減、県有林造成事業費の説明欄1の県有林整備事業で、素材生産収入に見合った執行額とすることによる減額、次の48ページをお願いいたします。説明欄4の県有林林道作業道維持修繕事業として、国のきめ細かな交付金を活用した経済対策といたしまして2,000万円の増及び県有林処分事業費の立木公売におきまして、予定よりも収入が上回ったことによる分収交付金の増、この結果といたしまして、立木公売の収入の増は、当初見込みが4,820万円でございますけれども、実績では8,130万円ということで、約3,300万円の増加

となっておりますものの結果によるものでございます。

次に、林務施設災害復旧費でございます。

森林災害復旧費でございますが、本年度におきましては、作業道の災害が少なかったことによりまして、730万円余の減額補正をお願いしております。

以上、森林整備課全体といたしまして、1億9,250万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

資料の49ページをお願いします。

まず、中段の林業振興指導費で979万円余の減額をお願いしております。

この内訳ですが、森林組合総合強化対策費で2,800万円余の減額となっております。これは、事業量確定に伴います事業費の減であります。

次に、林業労働力対策事業費で3,034万円余の減額をお願いしております。この内容ですが、次のページをお願いします。

説明欄に林業就業参入支援事業及び森林組合集約化施策推進体制強化事業の事業量の確定に伴う事業費の減であります。この2つの事業は、平成22年度から3カ年で実施されます隣県連携雇用創出プロジェクト事業であります。初年度であり、モデル地域選定等のため事業の期間が短くなったことによるものです。

次に、県産木材需要拡大対策費で1億2,111万円余の増額をお願いしております。

これは、国の1次補正で積み増ししました熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用した事業で、くまもと地産地消の家づくり推進事業は、家づくりにおける地産地消を推進するために県産の柱材を提供するもの、県産材利用加速化促進事業は、木造公共施設整備に対し助成をするものであります。

51ページをお願いします。

下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費で7,174万円余の減額をお願いしております。これは、事業規模の縮小と入札残等に伴います減額となっております。

52ページをお願いします。

林道費で4億4,607万円余の減額をお願いしております。これは、林道事業費の県営林道事業の国庫内示減及び入札残による減額と大規模林業圏開発推進事業の負担額確定に伴う負担金の減に伴います減額であります。

次のページをお願いします。

大規模林業圏開発推進事業につきまして、事業費の確定に伴い、阿蘇小国郷区域農林道事業負担金について、債務負担行為の追加をお願いしております。

54ページをお願いします。

下段の林道災害復旧費で8,598万円余の減額をお願いしておりますが、これは他事業との関連で年度内に実施できなかったことによる減額であります。

以上、林業振興課全体としましては、5億2,620万8,000円の減額をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の55ページをお願いいたします。

治山費で2億640万円余の減額補正をお願いしております。

内訳といたしましては、下から2段目でございますけれども、緊急治山事業費で2億2,700万円余の減額でございます。これは、昨年度、今年度が災害が少なかったということで、八代市ほか合計2カ所で事業を実施しております。

次に、最下段の民有林直轄治山事業費で770万円余の減額でございますけれども、これは、阿蘇地域における国の直轄治山事業の負担金を国の事業費の減に伴い減額するもので

ございます。

なお、当該事業につきましては、昭和57年から実施していただいておりますけれども、本年度で事業は終了いたします。

説明資料の56ページをお願いいたします。

単県治山事業費で3,700万円余の増額をお願いしております。

これにつきましては、説明欄の3の県営治山事業及び4の森林保全施設管理整備事業で、経済対策として、国のきめ細かな交付金を活用して、平成23年度事業で予定しております事業を前倒し実施するものでございます。

説明資料の57ページをお願いいたします。

中ほどの治山施設災害復旧費で3,200万円余の減額補正をお願いしております。内容といたしましては、現年治山災害復旧事業の減によるものでございます。

以上、森林保全課といたしましては、総額で2億2,800万円余の減額補正をお願いしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 58ページをお願いいたします。

補正予算のうち、主なものを御説明いたします。

まず、58ページの下段ですが、水産業振興費、浅海増養殖振興事業費の増額でございます。説明欄にございますが、2つの新規事業を計上いたしております。

まず、2番目、真珠養殖振興基金事業でございますが、これは、全国真珠信用保証基金協会が解散したのに伴いまして、残った財産を真珠養殖の振興を目的にすることを条件に、関係5県に寄附金として返納されております。このうち、漁協が拠出した分を基金として、真珠母貝の安定確保や真珠の品質向上等、非常に悪化しています真珠養殖の経営立て直しに活用するものでございます。

3の赤潮被害対策の事業は、経済対策として6億円を計上いたしております。

これは、赤潮に強い養殖魚をつくり死亡率を下げる、また、環境への影響軽減を目的とした新型のえさによる実証試験、さらに、二枚貝養殖による赤潮の駆除効果を検証する試験について補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の水産物流通対策事業費でございますが、説明欄にございます水産物ブランド化推進事業、これは事業費の減によるものでございます。

下の段、栽培漁業事業化促進事業費でございますが、これは、みんなで育てる豊かな海づくり事業、あるいは有明海再生拡充事業、これの国庫内示減あるいは事業費の減によるものでございます。

一番下の段、債務負担行為をお願いしておりますけれども、これは放流用の種苗生産の業務委託契約等に充てるものでございます。

60ページをお願いいたします。

上段の漁業経営構造改善事業につきましては、国の内示減等によるもので5,700万円余の減額を計上いたしております。

そのほか、61ページに記載してありますとおり、水産振興課全体で5億4,700万円余の増額補正をお願いいたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

62ページをお願いいたします。

62ページから66ページまで4億7,600万円余の減額補正をお願いしておりますが、主なものを説明させていただきます。

63ページをお願いします。

下段の広域漁港整備事業費の3億2,821万5,000円の減につきましては、6つの漁港におきます国の内示減によるものでございます。

次に、65ページをお願いします。

上段に漁港管理費の債務負担行為の追加をお願いしておりますが、これにつきましては、後で別紙により説明させていただきます。

中段の漁村再生整備事業費の9,170万1,000円の減につきましては、13の漁港、漁場におきます国の内示減によるものでございます。

66ページをお願いします。

最下段ですけれども、漁港漁場整備課としましては、総額4億7,671万7,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、80ページをお願いします。

指定管理者の指定でございます。

まず、樋合漁港の漁港利用調整施設でございます。指定管理者は、フィッシャリーナ天草株式会社でございます。指定期間といたしましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。提案理由は、指定管理者を指定するに当たりまして、議会の議決を経る必要があるためでございます。

81ページの方で説明させていただきます。

選定の経緯でございますが、上の方に書いてございますように、募集をいたしまして、選定委員会を12月27日に開催しております。

審査の結果でございますが、申請者はフィッシャリーナ天草株式会社の1社のみでございました。選定の主な理由でございますが、中ほどの、まずポツ1でございます。当該施設と隣接いたしまして、クラブハウス及び陸上保管施設、駐車場等の陸上施設を有しており、会場施設と一体的利用を図ることにより、利用者の利便が確保できるということなどを評価したものでございます。

また、ポツ3の方でございますが、マリナーの運営に精通した職員が常駐しており、緊急時の迅速な対応が期待できるなど、県の管理方針に沿った管理運営能力を有しているものと認めたからでございます。額につきまし

ては、3年間で1,964万7,000円の債務負担をお願いしております。

続きまして、82ページをお願いします。

これも同じく指定管理者の指定でございます。施設名は、牛深漁港の漁港浄化施設でございます。指定管理者は、九州テクニカルメンテナンス株式会社でございます。指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。提案理由は、先ほどと同じでございます。

83ページをお願いします。

選定の経緯といたしましては、12月27日に選定委員会を開催しております。

2番の審査結果でございますが、申請者は2社から応募がございました。

審査に当たっての基本的な考え方でございますが、まず1点目は、当該施設は汚濁水を浄化する目的の施設でございます。専門的な技術が必要であることから、技術管理者の確保がどうなるかという内容を重視したものでございます。また、緊急時の体制が安定的にできるかどうか等を審査したところでございます。

選定理由といたしましては、ポツ1で、当該施設の業務を、安定的かつ適正に運営計画として具体的な提案内容になっていることを評価したものでございます。また、緊急時の体制につきましても、全社的なバックアップ体制が図られると提案されていたところでございます。

そういうことで、総合的に計画内容が具体的に、かつその実現性も高く、ほかの1社よりもすぐれていることを評価いたしまして、指定管理者候補としたところでございます。額につきましては、3年間で6,994万2,000円の債務負担をお願いしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興

課でございます。

67ページをお願いいたします。

まず、農業総務費の中の農村地域農政総合推進事業費でございますけれども、1億8,000万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄にありますとおり、1の農地流動化推進事業でございますけれども、これは年度途中で補助要件等が厳しくなり、それにより事業費確定を行ったことに伴う減でございます。

2の集落営農補助事業でございますけれども、国の事業再編確定に伴いまして、地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業——実践事業というふうに言っております。後で出てまいりますけれども、に統合したことによる減でございます。

それから、3の耕作放棄地解消雇用促進委託事業、これは雇用基金を使っているものでございまして、調整委員を各農業委員会に設置するものでございましたけれども、これが事業費確定減に伴う減でございます。

次に、農業委員会等振興助成費でございます。3,800万円余の減額補正をお願いしております。

1の農業委員会等振興助成費、それから2の農業者年金等監査指導事業費でございます。事業費確定に伴う減等によるものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

中段の農業改良普及推進費でございます。1億3,000万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄にありますとおり、新規就農者補助事業、これにつきましては、先ほど申しましたものと同じでございますけれども、国の事業再編確定に伴いまして、実践事業へ統合したものである減でございます。

その下段の農業構造改善事業費でございます。9億1,000万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄にありますとおり、1の経営構造対策事業でございます。これも、国の事業編成に伴いまして、実践事業へ一部統合したことに伴う減、それから事業費確定に伴う減でございます。

69ページをお願いいたします。

説明欄3の都市農村交流対策事業でございます。これは事業費確定に伴う減でございます。

次に、4の地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業、これが実践事業でございます。これは国庫内示減、統合はいたしましたけれども、全体として要望が少なかったり、あるいは国庫内示が少なかったことによる減でございます。

それから、最下段の左側の国庫支出金返納金でございます。6万6,000円の増でございますけれども、これは説明欄にありますとおり、経営構造対策事業で過去に整備したものを、一部処分によりまして国庫支出金を返納するものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

中段の農地調整費でございます。540万円余の減額をお願いしております。

説明欄にありますとおり、自作農財産管理費につきましては、事業費確定に伴う減、その下の農地紛争処理につきましては、国庫内示減、それから農地調査事務費、これは、国の制度変更に伴いまして、県を通らずに直接農業委員会に行くということで全額を減ということになっております。

課全体としまして、13億円余の減額補正でございます。よろしくをお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料の71ページをお願いします。

ここは、農業総務費でございます。合計で3,028万円余の増額補正をお願いしております。

中段に農村地域農政総合推進事業とございます。これは説明欄をごらんいただきたいと思います。

1番目でございますが、これは、農家経営支援のための電算システム構築に係ります中央会への補助金でございます。事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

説明欄2にございます農業労働力確保緊急雇用促進事業でございます。

これについては、緊急雇用創出基金を活用した事業でございますが、新たな雇用についての要望が少なく、減額をするものでございます。

最下段でございます。

地域営農組織法人化・経営多角化雇用促進事業でございますが、これも同じく緊急雇用基金を活用する事業でございますけれども、実績に応じて63万9,000円減額をいたしております。

72ページをお願いいたします。

農業改良普及費でございます。全体で741万円余の増額補正をお願いしております。

内訳を御説明申し上げます。説明欄をお願いいたします。

1番目と2番目につきましては、事業費実績に応じて減額をいたすものでございます。

3番目でございますが、就農研修環境整備事業でございます。

これは、国の強い農業づくり交付金を活用して、全額国費の補助事業でございますが、事業主体からの要望取り下げに伴い減額するものでございます。

4番目でございます。企業等農業参入支援事業、経済対策分と書いてございます。

これは、きめ細かな交付金を活用しまして、農業大学において研修用のハウス等を整備するというものでございます。この繰り越しをお願いいたしております。

それから、5番目と6番目、いずれも事業の確定あるいは勤務実績に応じて減額をいた

すというものでございます。

73ページをお願いいたします。

73ページの上段は、農業指導施設費でございます。農業大学の整備費でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。説明欄2番でございますが、これはきめ細かな交付金、あるいは光をそそぐ交付金、これを活用いたしまして、農業大学における経営実習の施設設備を整備するという内容でございます。具体的には、保育牛舎の整備等を行います。これも繰り越しをお願いしてございます。

下段でございますが、農業改良特別資金の繰出金を計上いたしております。皆減でお願いしておりますが、これは次ページで御説明をさせていただきます。

最後、74ページが農業改良資金特別会計でございます。これは、新規就農者に対する就農支援資金の貸し付けや償還を管理する特別会計でございます。今回の補正の内容は財源更正でございます。頭額は変わりません。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

実は、前年度決算に伴う繰越金、これを4,458万円余計上をいたさせてもらっております。これに加えて、もろもろでございますが、これは貸付金が償還してくる償還金でございます。これを930万円計上しております。これを増額計上いたすかわりに、当初から予定されておりました県債、それから一般会計、先ほど出てまいりましたように、一般会計からの繰入金、これを皆減するという内容の財源更正でございます。

以上、最下段にありますとおり、担い手・企業参入支援課全体では、1億3,164万円余の増額補正をお願いすることとなっております。御審議のほどよろしくお申し上げます。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課でございます。

説明資料の75ページをお願いいたします。

農業総務費のうち、ブランド確立・販路対策費につきまして、説明欄で御説明したいと思っております。

海外への販路開拓に取り組む団体等を支援する県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業につきまして、事業費の確定に伴いまして30万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお申し上げます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思っております。質疑はありますか。

○児玉文雄委員 部長の先議の中で、鳥インフルエンザにつきましてと載っておりますね。今全国的にはやっておる。これは、たしか今高森でたくさん鶏舎あたりがつくられて、もう肥育も始まっておるといふふうに聞いておりますが、いろいろうわさとしては、山都町の方に進出したい意向があるわけですよ。

今、この最近の鳥インフルエンザの蔓延を見ておると、これは全国的に広がっていくような可能性もあるんじゃないかと。地図を見ると、印がいっぱいつくとるですよ。これはもともと阿蘇で始まって、選挙のときにそれも話題になって、争点になって取りやめたと。そして、今高森に行って、隣接の山都に進出というような話もあるが、県は、そこらあたりは何か情報を持っておられますか。

○廣田農林水産部長 後で、報告の中で鳥インフルエンザのところを取り上げるあれがありますので、もしよければ……。

○児玉文雄委員 これは、その他じゃなくて、これは部長説明の中に入るとるから聞いて

ていいんじゃないの。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

今児玉委員の方から御指摘のあった部分でございますけれども、今、高森を一応中心に、ブロイラーの——僕らは、PSとかCSとか言っているんですけども、親鳥が卵を産む施設と、ひなにかえったものを肥育する施設、そういったものを今高森の方で整備をやっているわけでございます。

その中で、これは全体構想といたしましては、今熊本県のブロイラーの大体半分ぐらいを賄うぐらいの量、羽数を計画されておまして、御存じのように、余り密集させると、今回みたいな鳥インフルエンザ、こういったもので移動制限あたりになるわけでございますので、よければ、事業主体としては、高森とか山都町までを含めたような格好で、そういうブロイラー関係の飼養関係の施設をつくりたいということは聞いておるわけでございます。

○児玉文雄委員 それは、例えばそういうことは、山都町の執行部または議会あたりにも話が行っているのか。そういう施設をつくる時の県のかかわり合い、どういう状況になっているのか。

○高野畜産課長 一応山都の役場の方には、こういう事業計画があるということは当然話してあるということを、我々は認識しております。

それから、県のかかわりということですけども、県が関係する部分につきましては、今回融資関係で一応されると聞いておりますので、融資関係の利子補給とか、農業の振興、農地の補てん、転用、こういった部分では、当然県も絡んでくるような格好になるかと思っております。

○児玉文雄委員 かなりの大型予算でしょう。予算総額としては、計画から見ると……（「事業費総額」と呼ぶ者あり）、かなりの総額になりはせぬですか。（「事業規模の説明たい、概算でよかったい」と呼ぶ者あり）

○高野畜産課長 ちょっと、きょう具体的な資料は持ってきてないんですけども、一応……。

○佐藤雅司委員長 今わかりますか。

○児玉文雄委員 概算でいいんだよ。事業計画書が出ているはずだから。

○高野畜産課長 正確な数字は、ちょっと今のところ持ってきてないんですけども、数百億ぐらいの規模になるかと思います。100数十億かな、120～130億だったと思います。

○児玉文雄委員 県は、その借り入れ利息を補てんするというわけ。

○高野畜産課長 今高森に建設されている部分については、日本金融公庫、あちらから直貸で今動いております。それで、今後、またそういうブロイラーの施設、それとか、今処理場あたりを一応高森に建設するというところで、いろいろ話が出てきているんですけども、その部分については、県とか市町村あたりの利子補給、これをお願いして、L資金あたりを利用していきたいというみたいな話は今聞いておるような状況でございます。

○児玉文雄委員 L資金で何ね。

○牧野団体支援総室長 まだ私どもでは、資金担当では詳しく聞いておりませんが、今のL資金といいますのは、日本政策金融公庫が直接貸す資金にL資金というのがございま

す。それを利用されるかといった検討をされているんじゃないかというふうに……。

○児玉文雄委員 その中の何パーセントを、県は利子補給する用意があるのか。

○牧野団体支援総室長 L資金そのものには、利子補給を直接するものではございませんが、県の資金といたしましては、別の名称で自立経営体育成資金というのがございますけれども、利子補給は、これは県と関係市町がするわけなんです、限度は、法人の場合、3億円まで……（発言するものあり）借入額3億円に対して、その利子に対して補給をします。ですから、3億円借りられて、それを有利子で借りられますが、その利子分を補給するというふうなことになります。

それで、ざっと言いますと、今基準金利が2.85ぐらいなんですけれども、大体半分ぐらいを補給して、残りの半分をまた別の形で補給すると、そういうふうなイメージです。

○児玉文雄委員 きょう、当初の部長事業説明で、1カ所たりとも1羽たりとも熊本には鳥インフルエンザが入ってこないように努力すると言っておるけれども、そういう鶏舎が、肥育するのが、どんどんどんどん——恐らく何百万羽単位だろうと思うんですがね、聞いた範囲内では。そういうのをつくれれば、インフルエンザが入ってくる可能性があるわけですね。何かちょっと防御をしよるかと思うと、どうぞ入ってきなさい、うちには何百万羽と肥育しとるからいいですよというような政策じゃないかというふうに思われるんだけど……。

○高野畜産課長 今委員の方から話がありましたけれども、今回のプロイラー関係の施設は、もうすべてウインドレス鶏舎、つまり窓が全くないような全部密封された鶏舎をつく

るということで聞いております。

それで、とにかくこの鳥インフルエンザにつきましても、渡り鳥から鶏舎にウイルスが侵入してから発生する率が多いので、そのウインドレス鶏舎をすることによって、かなりそのあたりは防御できるんじゃないかと思っ

○児玉文雄委員 できるだけ鶏舎あたり——これは県の畜産課が担当しとるのか知らぬけれども、あなたたちは現地視察はしたの。どうね、見てきたね。そういうふうに密閉型でつくると言われとるけれども、1回ぐらい見たことあるね。

○佐藤雅司委員長 現地視察の経験ありますか。

○高野畜産課長 私はちょっと行ったことがないんですけど、うちの課長補佐が行ってから、今高森で2棟の鶏舎がつくられておるわけでございますけれども、そちらの部分は、きちんと密閉型のウインドレス鶏舎……。

○児玉文雄委員 きょう、課長補佐さんは来とらっさんかい。出席しとらすなら、その結果をちょっと言うてもらいたいな。

○佐藤雅司委員長 現場の話ですか。それとも、別の施設を見てきたかということですか。

○児玉文雄委員 その施設をですよ。別の施設じゃなくて、つくった施設を見たかということですか。

○佐藤雅司委員長 はい、そういうことですが……。

○高野畜産課長 一応うちの補佐が見ているのは、もう事実でございます。

○児玉文雄委員 口蹄疫でも、もうあれだけの、県内にはああいう口蹄疫あたりが来ないよというて、かなりの防御費あたりを使ってやってきて、また鳥インフルエンザが出た。それに対して、県は、対策もどういふのをつくるのかも議会に報告しないというのは、いささか私はおかしいような気がするんだけどね。

そして、山都まで来ると町長には言うてある。山都町の議会では、全然この話は出ておりません。そして利子補給はすると。何かしらやるのがちぐはぐで、全く理解に困るようなことだけれども、やっぱりもう少し利子補給でもするなら、14%もすれば、100億となればどれだけの金額になるか計算しておられるでしょう。やっぱりそこらあたりは強い決意で——もう部長もおやめになるかしれぬけど、だれか今後の農政をつかさどる者がちゃんと強い決意を表明してもらわぬと、我々も、この問題については、今後いろいろどういふ対応をとるかわかりませんが、考えていかなければならないというふうに考えております。何億というお金を出すのに、いいかげんな説明では、我々は了解できぬですよ。

○廣田農林水産部長 当初の計画では、先ほど畜産課長から話がありましたように、総事業費が100数十億ということで、種鶏の農場6カ所、採卵場1カ所、肥育農場20カ所、これをつくって、食品工場を1カ所にまとめると。その農場間——先ほどお話がありましたように、余り密集しないように10キロ程度間隔をあけるというようなことで当初計画されて、1カ所あたり——その20カ所で年間に1,000万羽ですから、ブロイラーですので90日ぐらい……（「50日です」と呼ぶ者あり）50日ぐらいで、20カ所で1,000万羽ぐらいの予

定をされておると。

それと、雇用の計画あたりが、全体でやっぱり350から400名近いということで、町あたりでは、そういったことを非常に地域活性化の策というふうに検討されて、町では割と熱心に誘致をされたような経緯がございます。

それとあと、全体の融資については、総額では130億ということなんですが、それで余り規模が大きいということで、事業の実施を確認するため、当初総額10億弱ぐらいの枠だったですかね、モデル的に10億弱ぐらいの融資を行って、その中で1～2年様子を見て、うまくいくようだったら、さらに追加融資もあるというようなことで、直接日本政策金融公庫の方から、このユニティーファームというところに融資がなされておるといふふうに聞いております。

それで、最終的に県の利子補給がどのぐらいになるかというあれですが、試算したあれでは、最終的に2,000万弱ぐらいの……（「決めているんだ、それも」と呼ぶ者あり）最終的に、上限のあれでちょっと数字的にまだ定かに覚えていないんですけれども、1,000万強ぐらいの利子補給になる可能性があるというふうには聞いております。

○村上寅美委員 関連で。

児玉先生の話は、誘致する、雇用がある、そういうことで、市町村も、県も、推進をしながら鳥インフルエンザみたいな安全性というのは大丈夫かというのが質問でしょう、多分。

それで、私もちょっと聞いておるけれども、例えば、もっと排水とか、この辺の反対もあるやに聞いているから、やっぱりその辺は、課長、明確に、今の事業計画はこうですよと、こうだから、やっぱり県としての対応、市町村の対応はこういう指導をしている、指導をしたいと思っておりますというような——安全性ということを心配しているわけよ、

反対派も。反対派が出ておると聞いとるから。それは、排水問題とか、白川に流すとか——熊本市というのは、全部あれでしょう、地下水でしょう、飲料水がな。だから、そういうことも、将来像について、密封性だから大丈夫ですという、計画はそうであるけれども、その辺のチェック機能とか、やっぱり安全性あたりをちゃんと指導しなさいということじゃないのかな。

○前川収委員 関連、もう1つ。

もちろん、児玉先生、村上先生がおっしゃったことは当然のことだと思いますけれども、さっきおっしゃった、県内で生産されているブロイラーの約半分ぐらいのやつをまたつくるといふ、これほど大規模なというのはやっぱり余りないですよ。そして、経緯からいえば、確かに阿蘇では選挙も絡んで反対運動もあって、両派に分かれて激しい闘いをやった。経済活動であると同時に、社会的な影響というのがこれはあるということは、もう事実だと思っています。

皆さんから見れば、民間企業だから、当然まだ多分予算には出てないと思うんですね。さっきおっしゃった自立経営体育成資金の助成金かな、利子補給かな、L資金じゃない部分でね。いいです、いいです。どの資金だろうと、県がやるのは、数千万程度の、例えば利子補給であったにしても、しかし、それはやっぱり農業政策の中で、ブロイラー生産の何割というぐらいの大きな政策が進められようとしている状況で、民間とはいえ社会的影響があることはもうこれは事実ですから、そこはやっぱりきちっと議会で説明をなさって、我々だって、聞かれたときに、こがん計画がありよつとでしようと言われて、いや知らぬと言わなきゃならないというのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

だから、仮に民間の施策であっても——そ

れは畜産なんて全部民間じゃないですか。公営でやっているところなんかないわけですよ。農業もほとんど民間ですよ、農業全体が。だから、民間施設といえども、県が幾らしかかかわってませんか、補助金はありますか、利子補給だけですか、土地の用途の問題だけですか、そんなことじゃなくて、やっぱり全体的に社会的な影響があるということについては、きちっと御報告をしてもらいながら、そして、その中で我々が聞いているいろんな不安な部分は、やっぱりこういう場所できちっと話をして、不安解消をしていくというようなことは必要じゃないですか。これに限らずですよ。今回のこれに限らず、やっぱり大きなやつというのは、そんなことはちゃんと——小さなやつを全部言えとは言いませんけれども、そういうのは大事だと思います。

特に、畜産関係でいえば、今、地場資本じゃない資本で——これはブロイラーじゃないですよ。肥育関係で、簡単にいえば、倒産された個人の畜舎を借りて、もしくは買って、そして別の経営者がそこに入ってきて——外から見た形態は全く同じですよ。今までやりよった人たちが、えさをやって育てらすけれども、実は資本は違うんだと、別会社なんだというようなところが、九州の中でも、県内にもいっぱいあるじゃないですか。できてきているじゃないですか。やっぱりそういうところは僕らも知っとかないと、それが要するに農協の系統で入ってらっしゃるのか、全く違うところなのか、そういう違いもあるわけでありまして、こういう家畜伝染病というのが、昔以上にここ近年非常に大きな社会問題になっている状況ですから、そういうところも我々はやっぱり把握をしとかなないと困るといふふうに思います。ブロイラーだけじゃなくて、全体の畜産経営というものを含めて、きちっと報告をしてください。要望です。

○佐藤雅司委員長 それは、もういいですか、児玉先生。

○児玉文雄委員 本来なら、この問題を一番知っとるのは委員長なんです。委員長に今までの流れ、なぜ阿蘇町は進出を断ったのか、そこらあたりをちょっと話してもらわぬと、我々あたりは、これから進出してくるだろうという心配のもとに今質問している。阿蘇は一番初めに話が持ち込まれて、ある程度具体性があるような話できたのは阿蘇町なんです。失礼しました。だから、本当は委員長にちらっと……（「委員長が知っとるなら言わなりたい」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 今前川委員がおっしゃった農政、経済的な側面だけではなくて、県の総合的な政策の上からもしっかりとした対応をしていただきたいと、こういう要望だったというふうに思っております。それについて、農林水産部長、何かありませんか。今の前川先生の話について。

○廣田農林水産部長 確かに、民間企業の話であるんですけども、今度の養鶏の羽数等からいっても非常に大きな計画でございます。それで、現実的に水の問題とかでいろいろ地元からも心配する声があるというふうに、それはもう我々も聞いておりますので、しっかり地元の納得が得られるような形で進めていただきたいというようなことは、ちょっとアドバイスをしまいたいというふうに考えております。

○前川収委員 アドバイスをなさるのは、それはそちらがなさるんですけども、僕らが、そういうことを、こういう計画があると、もちろん確定じゃないと、個人の企業の話ですから、プライバシーもあると思いますし、守

秘義務にもかかるところがあるかもしれませんが、一般論として、我々が知らぬ話をよそもんが知っとる、より詳しく知ってるということの方があると困るわけですから、そこはちゃんとした範囲の中で教えていただけるといかな、きちっとこういう状況だということの報告をしてもらいたいということですよ。指導をなさるのはわかっているわけけれども、報告を聞いとらぬならそっちだけの世界じゃないですか。我々は全然わからないじゃないですか。

○村上寅美委員 別の質問をします。

35ページの中山間について、これは担当課長はだれだったかな。説明を一応聞きました。それで、これは廃止するということは、県をもう通過しないということ、今後は。

○田上農村整備課長 今までのやり方は、一たん国から基金の方に金が流れてきまして、そして県は、支払うときに、この基金の中から繰り入れて出していたと。今度のやつは、国から県の方に補助金として入ってきますので……。

○村上寅美委員 一応県に入る、補助金で入る。

○田上農村整備課長 はい。それをそのまま市町村の方に流すと。

○村上寅美委員 市町村に流す、県を経由するわけね。

○田上農村整備課長 はい。

○村上寅美委員 これで13億6,000万も補正でマイナスになっとるでしょう。こんなに希望がなかったの、どうなの。ちょっと説明して。

○田上農村整備課長 この13億の中で、下の説明欄の2に中山間地域等の基金事業として12億5,200万円余ありますけれども、これは基金に入る予算として当初組んだ予算です。これが入らなくて、その上の1の方に国の方から12億1,391万3,000円と直接支払事業の方に入ってきておりますけれども、これが入ってきたということで、実質的には減ってはおりません。

○村上寅美委員 これは全部配分しとるわけだね、市町村にね。

○田上農村整備課長 はい。市町村に全部配分しております。

○村上寅美委員 残金はないわけね。

○田上農村整備課長 残金は、次の36ページの最下段に国庫支出金返納金としておりまして、その補正額が2億円余ございますけれども、これが今までその基金で積み立てておりました基金残額でございます。これを国の方にお返しするということになります。

○村上寅美委員 この中山間というのは、非常に集落にとって農業者に効果あるわけだ。非常に効果があるわけだ。だから、ぜひこれはひとつ、強く県からも国の方に今後ともやってもらいたい。それから、これは5年間でしよう、たしか。

○田上農村整備課長 5年間でございます。

○村上寅美委員 5年間は、もう民主党であろうと自民党であろうとやるわけね。はい、わかりました。

○佐藤雅司委員長 今のは要望でいいです

ね。

○村上寅美委員 はい、結構です。

○前川収委員 ちょっと全体的な話になるんですけども、今年度の最後の議会で補正をなさるのは当然ですけども、例えば信用基金協会の出資金とか、これは口蹄疫との関係で、借入れ見込みよりも借りた人が少なかったということで更正減ということでしょうし、また、ここは説明されましたけれども、水産関係で、赤潮対策で準備した利子補給も、結局借り入れる方が少なくて更正減ということになったと。ただ、そこはマクロでは、全体で見れば資金は調達できると、ほかの制度もあるから資金調達ができてるという話でしたけれども、こっちは予定していたよりも借り入れは少なかったというのが現実ですね。

今村上先生がおっしゃったとおり、中山間地域の直接支払制度でも、もちろんお金の入れかえの話は、それはそれとしていいんですけども、見込み面積の減という部分も、当然これは今ちゃんと書いてあるわけですから、去年よりもことしが中山間地域の交付対象地域が減ったということは、これは事実として明確になっているというふうに思います。

それから、もっと気になるところは、各課にわたっておりますから恐縮ですけども、全体の話として聞いてください。

例えば、担い手・企業参入支援課の中で、くまもと農家経営「夢づくり」支援体制確立事業が、事業確定に伴い、少額ですけども600万円余の減、農業労働力確保緊急雇用促進事業が7,774万余の減、繰り入れ減ということで、どうもずっと見ていくと、その次のページ、がんばる新農業人支援事業が130万の減、全部減減減減になってしまっていて、一つ一つには、それなりのきちっとした説明が

できる理由があるというふうには思いますが、それでも、全体的に、何となく今我々が頑張ってくださいという形で用意している資金が、全体のトータルで農家とのミスマッチが生まれているんじゃないかということ、この予算全体で見ると感じるんです。

といいますのは、一つには、口蹄疫対策、皆さん借入れが少なかったとおっしゃったんですけれども、実態的には貸さない。これは、要するに金融機関が農協ですから、県は、予定しました、準備いたしましたとなりますけれども、貸す貸さないの審査は金融機関がやるわけですよ。そしたら、多重債務者も、その金融機関の中には当然いらっちゃって、借れる人がいないというのかな、簡単に言えば。

だから、私たちが、地元で——それは皆さんも一緒でしょう。こうやった、こういう資金を準備いたしましたということで、ぜひ利用してくださいと言っても、それは、あはそやん言うて準備したというたっちゃ、貸さぬとだけんという話がもういっぱい入ってきます。多分全部でしょうね、恐らく……（「全部一緒」と呼ぶ者あり）

それとか、こういう補助制度もありますとか、こういう事業制度もありますとかというのを、この中にもあるとおりにたくさんつくっていただいていますから、あるんですよ。あるけれども、じゃあ使ってくださいと言うと、なんさまそれはもう面倒くさいとか、要するに、簡単に言えば、ミスマッチがかなり生まれてきているんじゃないかなというのを思います。

どの政策のどの部分とは言いません。利子補給は、もう完全に一般金融とかぶってしまって、結局、口蹄疫で困っているから貸しましょうという話が、今までの負債があるから貸せませんという話で、負債がある人は困っているわけですから、困った上に、また口蹄疫で困っているのに貸せませんという話で、

何に使うかは皆さん方がわからなくても農協は見えているものですから、なかなか貸さないという話があって、県の政策的な利子補給とか、そういった事業費の補助とか、そういったものとのミスマッチというものが、私は、今年度予算の最終的な補正の中でも、やっぱりさっきの減減減減、がんばる新農業人何とかとか、頑張ってもらいたいから、足りないから増額補正しましたというぐらいの中身の予算書を見たいなと思っていますけれども、ほとんど減減ですね。

財政課は、それで喜ぶかもしれませんが、実際事業課としてやっていくこの農林水産部としては、そういった我々の貴重な税金が、こういった農業人や水産や林業の中でうまく生かされて、それが活力になっているという姿を見ていきたいと思っておりますけれども、各課にわたっていっぱいありますから、その全体的な制度を一つ一つ言っても仕方ないので、そこをもう一回ちゃんと見ていく覚悟はございませんか。だれが答えるかわかりませんが。

○佐藤雅司委員長 議会のチェックとして、今極めて重要な視点だろうと私も思っております。したがって、努力あるいは実績、皆さん方努力はされているというふうには思いますが、今指摘があったようなことを非常に我々も懸念しているということになります。

○廣田農林水産部長 先ほど団体支援総室長からの話がありましたように、今回、できるだけ被害額に見合うような借入れができるような仕組みというのは、一生懸命考えました。ただ、その中で話があったのが、今お話がありましたように、本当は必要だけれども担保がない、あるいは、債務が膨れ上がってくるからなかなか追加の融資ができないというように、そういった声も非常にございませ

た。

そういうことで、今回、例えば口蹄疫とか赤潮についても、今まで国のセーフティーネット等はあったわけですが、それに加えて、今度漁業信用基金協会等に債務保証ということで、例えば貸し倒れになったら、その分貸し倒れ引当金に充てられる金ということで、そういった補助もするというようなこととしておりますし、特に漁業関係の資金については、国の方の制度のセーフティーネットの枠があるものですから、これの枠の拡大とか新たな制度をつくってもらうとかいうような、そういった県としてはできる限りの努力はしたつもりではございます。

ただ、その中でも、確かに今お話がありましたように、なかなか、本当は金は必要だけれども、担保がない、あるいは、もう債務があり過ぎて追加の融資を受けられないというような声もございますので、さらに、やっぱりそれは県としても、大きな課題ということで、今後考えていかないかぬというふうに思います。

それで、できるだけ、こういった補正で、せつかく予算をつけていただいたものを有効に活用できるように、県としても頑張りたいというふうに思います。

○村上寅美委員 ちょっといいですか、今の関連で。

前川委員の関連ですけれども、課長、漁信基と保証協会とありますね、一般の。これは商工の方ですけれども。今出たセーフティーネット、これはやっぱり緊急経済対策としてセーフティーネットという制度ができた。8,000万までは担保は要らない、担保があれば2億5,000万。非常にいいセットで、これは非常に助かったことも事実だけれども、やっぱり今の前川委員のように、借金のプールで借れないわけない、プラスで。だから、緊急経済だからと言いながら、制度はあっても各

事業所別に借れない。その陳情ばかりですわい、本当に。

だから、これは県で——あんたたちが悪いんじゃないで、国の制度をせつかくつくったんだから、そういうのは、今、口蹄疫とか、それから緊急経済対策というのは、別枠でももらわないと借りられないんですよ、中小企業だから。これは中小企業専用につくってあるんだからね。だから、それが、今前川先生が言ったようにすべてに絡んでくるから、あんたたちが努力していることはもう十分わかる、団金課長も。十分わかるけれども、例えば漁業なんていうのは、水産の方なんてトータルでも幾らあるの、金融事業は、漁信基は。

○牧野団体支援総室長 漁業信用基金協会は、保証残高が約50億ちょっとぐらい……。

○村上寅美委員 そんなもんですよ。あなた、商工は3,000億も4,000億もありますよ。そこは違うけれども、だから強い水産業づくりというならば、やっぱり養殖とか——これは、稚魚資金から、えさ資金からして、クルマエビは1年も2年もしないと物にならないんですよ、商品に。だから、その辺を真剣に考えてください。これは答えはあれだから、もう要望でしときます。

○前川収委員 やっぱり何のための資金ですかという話ですよ。いわゆる経常的な経営体に対して、非常に債務がかさんでいるというのは、それはそうでしょう。ただ、今度は、口蹄疫、例えばですよ、口蹄疫のための資金ですということがきちっとあるわけですね。それから、赤潮対策ですという話で、両方あるわけですから、窓口は同じ窓口なものですから、行くところは、貸してくれというところ。その窓口の方が、あなたには今までこれだけ貸してますと、だからこれは貸せな

いと言われるのは、やっぱりおかしいと思うんですね。これはあくまで口蹄疫のやつですからと、これは切り離すという。そこは貸す側として利子補給の保証も県がするわけでしょうから、保証協会分の利子補給とか保証協会分の保証も県がするという覚悟で踏み込んでいった資金ですから、それはやっぱりちゃんと分けてやってくれということとか、もしくは申請があったものについては、窓口で処理せずに一たん県まですべて上げてくれと。例えば、大変でしょうけれども、上げてもらって中身を見るという形で——もう窓口で消されてしまっているのがほとんどですよ。村上先生がおっしゃったとおりです。ですから、要望があるのに借りれなかったという話がそちらに届かないんですよ、余り。

要するに、現場ではそうなっているんだけど、県の方はこしこしか上がって来てませんという話になって、窓口で消された人たちの声は、我々には来ますけれども、県に全然届かないという状況になっているんじゃないかと思えますから、そういうこともしっかり検証してほしいと思えます。

○佐藤雅司委員長 牧野室長、第一線の現場でそういうことにかかわってこられた何かコメントありますか。

○牧野団体支援総室長 今回の御指摘につきましては、これまででもいろいろ国の要望とかございますので、制度をつくる時、それから運用に当たりましても、とにかくその制度趣旨を理解していただいてというふうなことでしております。

それで、特に22年度というか、最近の口蹄疫とか赤潮につきましては、やはりそういうふうな個別の案件までお話を聞こうというふうなことで、そういうことがあれば個別の案件で御相談してくださいというところまで、一応何かあればお答えしまして対応しようと

いうことで取り組んでいるところでございますけれども、金融機関との関係もございまして、なかなか、やはりまたさらにいろいろ検討する必要があるかなと思っております。

○佐藤雅司委員長 それから、浜田課長、先ほど少し出ましたので、それについて。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

先ほど前川委員の方から御指摘がございました点について、若干私の方からお話をしたいと思いますが、がんばる新農業人支援事業のところでは減額が出ております。

これは、ことし新たに設立しました仮独立の就農支援補助金でございましたが、委員おっしゃるとおり、地元のニーズに若干マッチしない、相中に入りますJAとか農業公社、ここら辺のマッチングがうまくいかない部分もございました、正直言ひまして。こういった部分については、来年度、改めて要項をやり変えて、柔軟に対応できるようにしたいというふうに考えています。

また、もう一つ、71ページで御指摘をいただきました労働力の雇用基金を活用した事業等についても、実は、昨年度は、この事業は非常に好評で成功したんですが、ことしについては、新規雇用が条件となっているという国の制約等々もありまして、非常に使いづらい事業になってしまいました。こういったところも、来年度改善をしながら、新たな新規事業につなげていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひします。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしうか。

○吉田忠道委員 小さい話ですけども、2件ほどちょっと確認させていただきます。

1つは、12ページ中ほどの認定農業者等育

成資金助成費ですけれども、わずかに減額になっておりますけれども、この減額、当初所要額を下回ったということなのですが、これはどういうふうに評価していいのかなとちょっと思うんですけれども、認定農業者の方が余り資金を借りなくて済んだというふうにとるのか、あるいは認定農業者の人がふえてないのか、その付近の評価をひとつお聞きしたいというのが1つ。

それから、もう一つは、39ページの下から2段目の農地・水・環境保全向上対策で1,600万円余り減額になっておりますが、この支援対象面積の減というのは、これはずっとこれまで続けてきたと思うんですけれども、この事業が何か継続されていっているのか、だんだんだんだんやらない方向に行きよるのか、この面積の減というのを、どういうふうに評価したらいいのか。今の2件をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○牧野団体支援総室長 12ページの認定農業者のところでございますが、これは一番右側の説明欄で、ちょっと先ほども出ましたんですが、自立経営体育成資金助成ということで、いろんな、例えば公庫資金を借りられるときの上乗せ利子補給とか、そういうふうなことで利子補給するわけなんですけれども、一応減額につきましては、大体毎年同じような形で融資枠を設定しておりまして、その利用に応じて対応して、2月補正で実績に応じてということでございますので、例えば、ことし特にこの資金の対象者が少なかったとか、そういうふうには考えておりませんが、枠を最初にするときに、一応大まかなニーズのような調査は——調査というか、振興局の意見とかを踏まえて設定いたしますけれども、大体余裕を持ってするものですから、このような場合、不用額が出たということで、いわゆる対象者が特に落ちているとかというふうなことは、全体的に資金ではない

ですけれども、何といたしまして、先ほど言いましたように、口蹄疫とか赤潮の対策資金の場合は、それに応じてということでしますけれども、この辺のいわば前向き資金につきましては、今後新たに取られる方を想定してしますので、枠が少し余裕があったというふうに理解をしております。

○田上農村整備課長 農地・水・環境保全向上対策事業費でございますけれども、これは平成19年度から始まりまして、年々対象面積はふえてきております。それで、今、19年に始まったときが4万5,000ヘクタール、そしてことしは4万6,000ヘクタールにふえております。

この予算上、22年度当初予算におきましては、さらに1,000ヘクタールぐらいふやそうということで、支援の対象面積をちょっと広目にとって予算化しておりました。それに対して、今回対象面積が減ったということで減額補正しておりますけれども、実質的には、昨年に比べまして24ヘクタールほど取り組み面積はふえておりますし、金額としてもふえております。

それで、この農地・水につきましては、一応23年度までとなっておりますけれども、さらに今後継続をお願いしていきたいというふうに——制度上は、今5年間ということで23年度はなっておりますけれども、それにつきましても継続をお願いしていきたいと思っております。

○吉田忠道委員 大体事情はわかりました。認定農業者の育成助成金も、大体仕組みはわかっておりますし、少し多目に見とったということで、私は、これは下回ったことが、規模を拡大する人が少なくなったのか、借りるという人が減ったのか、その付近の評価をちょっと聞きたかったものですから、大体事情はわかりました。

それと、農地・水の方は、やっぱり今TPPの問題もありますけれども、農地をしっかりと保全していくことは極めて重要なことですので、この事業も支援対象面積が減と書いてあるものですから、ちょっと確認のため質問させていただきました。しっかりこれはやっぱり取り組んでいってほしいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員長 要望でいいですね。

○渡辺利男委員 43ページの水とみどりの森づくり事業費についてちょっとお尋ねします。

せつかく4億2,700万円余の予算を組んで、1,900万円余の減額補正でもったいないなと思うんですけれども、この税をつくるときの趣旨の一つに、森林の大切さを県民に啓発するというのも一つの柱だったわけで、小中学校の環境教育の内容あたりを見てみますと、学校版ISOなんか全校でやっていますけれども、教育委員会の予算の措置がゼロなんですよね。ところが、その中で、やっぱり学校次第では、森の大切さとなんとかを課題に上げてやっているけれども、金がないものだから、結局ペーパーだけの勉強になったりとかしとるわけですよ。

それで、税をつくった当初の趣旨からいうと、そういうものへのメニューも多分あるだろうと思うんですけれども、こういった啓発とか、環境教育への使途は、どういったものがあって、どういうふうに使われているか、ちょっと教えてください。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

学生さん向け、また一般県民向けの事業といたしましては、資料の44ページの水とみどりの森づくり推進事業、また、その下の水とみどりの森づくり普及促進事業というメニュー

ーの中で、一般のボランティア団体が森林に関する活動をするときの活動費の助成であるとか、高校生、大学生、専門学校生とかが森林に関する勉強をしていくときに、そういう勉強会みたいなものを1泊2日でやるときの費用ですとか、学校で、例えば小学校だとか、またPTAとかで緑化活動等を行うときの助成だとか、いろいろさまざまなメニューというのを準備して、実際にやっていただいております。

このような事業につきましては、一般のそういう活動をされる方の手出しが、なかなかゼロというわけにもいかないんですけれども、一定の金額まではこの事業で支援をするという形で行ってございまして、県民の方々に広く森林の大切さ等を理解していただくということで実施しております。

○渡辺利男委員 環境教育というのを、それぞれが教育委員会もやる、農林水産部もやる、環境生活部もやると、それぞれやっているものですから、ぜひこれは総合的にやってほしいということ、去年の秋に、知事とか教育長にも議員の会で申し入れをやっているんですよ。

それで、それぞれ個別には予算を出しているけれども、それが本当にもう少しく現場現場では総合的にやれるように、ぜひ、関係課が連携し合って何かそういうメニューをつくっていただければなというふうに思っていますので、ぜひそういう方向で検討してください。よろしくお願ひします。

○河合森林整備課長 委員御指摘のとおり、そのような形で関係各課とも調整をとっていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○中村博生委員 58ページの赤潮実証試験支

援事業ですけれども、この中身というか、これは22年度からちょっとやっている部分も含むとでしよう。その辺の中身を教えていただけますか。

○鎌賀水産振興課長 これは地域活性化交付金でやる事業でございますが、国の方からまだ具体的な要綱、要領は示されておられませんけれども、今事業主体は海水養殖漁協を想定しておりまして、打ち合わせを進めております。

中身としましては、主体となりますのは、今まで使っております養殖用のえさのたんぱく質の量を落とすとか、あと抗酸化物質、ビタミンCであるとかポリフェノール、そういったものをまぜて、養殖魚の体力をつけるといいですか、酸素不足にも強いような体質の養殖魚をつくろうということと、それとあと、たんぱく質とか燐ですね、そういったものを減らすというのは、環境への負荷、汚染をなるべく少なくしようということで、そういったもののえさを購入するのに補助を出すという形で進めたいと考えております。

あと、二枚貝の養殖ということも御説明しましたけれども、それはカキがプランクトンを取り込んで海域を浄化するという能力がございますので、そういったものも試験的で小規模ではございますけれども、漁協の方の事業を補助するという形で試験的に取り組んでみたいということで考えております。

○中村博生委員 先ほどちらっと説明がありましたけれども、何かことしも赤潮が発生するような話が新聞にも載ったと思いますけれども、そのいろんな実証試験が、すぐすぐ効果があらわれるような形になればいいんですが、期間的に結構かかるとですかね、この試験は。

○鎌賀水産振興課長 えさの試験につきまし

ては、赤潮が発生する前にそういったえさをやって体力をつけようということでございますので、地域活性化交付金が交付されると同時にといいますか、なるべく早く6月ぐらいまでの期間にこういったえさを与えて、対策を、いい状況をつくっていこうと考えております。

○中村博生委員 わかりました。

○佐藤雅司委員長 神戸次長、何かコメントはありませんか。決意は。

○神戸農林水産部次長 水産担当の神戸でございます。

今、鎌賀課長の方から申し上げました施策以外にも、漁場の方の新規の漁場の開発であるとか、それとか生けすの大型化、それと生けすの浮沈式といいますか、赤潮が来たときには沈めるような生けすの開発でありますとか、そういうこともあわせて、この対策だけではなくて、総合的な対策を打っていきたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第10号、第11号、第26号、第29号、第37号及び第38号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、まず、高野畜産課長、続いて藤崎林業振興課長から報告を簡潔にお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

別冊の高病原性鳥インフルエンザの発生状況と本県の防疫対応の資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、資料の1ページの方から御説明させていただきます。

この図は、日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況、これは2月22日現在の部分を図式化したものでございます。

この中で、図の中の赤い色、これが家禽の――家禽といいますか、一般の養鶏関係の発生状況でございます。緑の部分が野鳥関係、それと青が家禽以外の鳥類をあらわしておるものでございます。

それで、家禽の部分につきまして御説明いたしますけれども、まず、この地図の中の島根県、これが11月29日に発生したわけでございますけれども、それ以降、現在までに7件、19例、これは一番右下のところを合計を上げておりますけれども、現在までに19例の発生があつておりました、133万羽が確認されて、鶏の殺処分が今のところ行われているような状況でございます。

その中で、地図の中の一番下の部分の宮崎県でございますけれども、宮崎県は、そのうち12農場、宮崎県全体で約96万羽の殺処分が行われておりました、日本全体の中の約72%が宮崎県で発生しているというような格好になっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

この表は、本県のこれまでの防疫措置状況を経時的にあらわしたものでございまして、一番左が日時、真ん中のところには、韓国を含めまして、我が国の発生状況、それとあわせまして、本県の対応ということで、ここに経時的に書かせてもらっております。

それで、部分的にちょっと御説明いたしますと、まず11月12日の韓国の発生、これを受けまして、熊本県としては、全養鶏農家、これが県内に249農場があるわけでございますけれども、こちらの方の衛生管理と指導、これは家畜保健所の方で第1回目の指導をここに開始しております。

それから、11月29日に、家禽で初めて出たんですけれども、島根県の安来、こちらの方で第1例目が発生されまして、それに基づきまして、県としては、レベル1、全国はレベル1、九州管内がレベル2、本県で発生した場合がレベル3ということで対応しておりますけれども、レベル1の幹事会を開かせてもらっております。それと、その後、家畜保健所で12月1日から2回目の全戸調査をやっております。

それから、1月22日に、今度は隣県の宮崎県、こちらの方で第1例が発生いたしまして、これは、農林水産部長を議長としました熊本県の家畜伝染病対策会議を開催しているところでございます。

そして、その下の1月26日に、今度は隣県の鹿児島県の出水で発生いたしまして、このときに熊本県の水俣市の一部が移動制限区域に入っておりますので、その時点で熊本県の第2回目の防疫対策会議を開きまして、養鶏農家への消石灰の配布、それと水俣市の県境の部分に消毒ポイントをつくりまして、鹿児島県と共同で消毒ポイントの運営をしたところでございます。

それから、3ページの部分の1月27日です

けれども、これは家畜伝染病予防法の第9条によります知事の消毒命令を行いまして、1月28日から消毒薬の配布を行っているところでございます。

それから、下の方に行きまして、2月4日、これは宮崎県の高千穂の方で鳥インフルエンザが発生いたしまして、熊本県には移動制限がかからなかったんですけれども、かなり隣接しているということで、熊本県の消毒ポイント、こちらに対して防疫資材等の応援をやりながら、宮崎県と密にしながら連携をしているところでございます。

それから、2月15日には、第2回目の消毒命令に基づきまして消毒薬の配布をしております、消石灰を約400トンほど農家に配布しているような状況でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これが現状と今後の防疫対策ということで掲げておりますけれども、かなり先ほどの部分ともダブるところがありますけれども、養鶏農家の状況、ここの部分が一番重要でございます、丸ポツの3番目に掲げておりますけれども、家畜保健所が定期的に回りながら、とにかく早期発見、異常鶏があったらすぐ家畜保健所の方に届けてくれるようお願いするとともに、ファクス通信等によりまして、緊急時の連絡体制網を掲げているところでございます。

それから、2番目のところ、これは先ほど言いましたように、消毒薬の配布を1月28日、それと2月15日にしているようなところでございます。

それから、消毒ポイントにつきましては、先ほど説明しましたが、鹿児島県との共同、それと宮崎県の高千穂につきましては、宮崎県と協議しながら協力しているところでございます。

それから、特に5番目のところでございますけれども、今回、鳥インフルエンザの発生

におきましては、当初、一昨年までは、約2日間ぐらい確認した後、動いている部分が多かったんですけれども、ほとんどの県が、とにかく初動防疫、これが一番重要ということで、とにかく24時間以内に初動防疫が終了する、そういった部分のシミュレーションをやって、もしも熊本県で発生した場合は、いつでも対応できる体制をつくっているような状況でございます。

それから、6ページ目から以降につきましては、参考資料ということで掲げておりまして、6ページの部分は口蹄疫ウイルスとインフルエンザウイルス、これがどう違うかというところを掲げておるところでございます。

それから、7ページにつきましては、これは農家の方に配布しているチラシ等をここに掲げております。

それから、8ページ、9ページ、これにつきましては、一般家庭への注意事項、それと野鳥との接し方、こういったものを配布したということ参考につけているような状況でございます。

以上でございます。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針について説明を申し上げます。この1枚目のペーパーで説明をさせていただきます。

本県では、平成13年度に、熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部を設置し、基本方針を定め、木材の利用に取り組んでまいりました。

このような中、国において、公共建築物等木材利用促進法が、昨年10月1日に施行され、基本方針が10月4日に公表されました。これを受け、県としまして、新たな基本方針を2月21日に開催しました推進本部において決定しましたので、概要を説明します。

まず、国が出しました法の概要ですが、林

業・木材産業の活性化と森林の適正な整備、木材自給率の向上を目的としております。また、2～3階までの低層の建築物、ここに記載をしております施設が対象となりますが、これらについては原則木造化を目指す、さらに、地方公共団体や民間事業者にも国の基本方針に即した取り組みを促すこととされております。

次に、2の県の基本方針の内容ですが、木材の利用を促進する対象を掲げております。また、木材利用の目標としまして、低層の公共施設は原則木造化を図り、その木造率を10年後に30%とする目標を設定しておりますし、備品や消耗品、木質バイオマス利用、公共工事における積極的な木材利用を図ることとしております。

さらに、推進体制ですが、県等工事において毎年度の木材利用の目標を設定し、達成状況を検証の上、公表、県等工事で整備します公共施設について、企画、計画の初期段階において木材利用の可能性を検討しますとともに、木材利用の意義への理解が深まるよう、県産材需要拡大県民運動推進会議との連携を強化することとしております。

最後に、3の今後の取り組みですが、市町村における方針の策定及び木材利用の促進、民間におけます公共性の高い施設での木材利用の促進、木材を供給する事業者におけるJAS製品や合法木材の円滑な供給を確保するため、地域振興局と連携し、市町村との会議や庁内担当部局と木材業界等との打ち合わせ会等を開催し、実効確保に努めてまいります。

以上です。

○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 今説明があった10年後に30

%、床面積で現在は15.3%かな。これは何で10年後や。どうしてすぐせんと。生きとるか生きとらぬかわからぬ。この急ぐ時代におまえ、10年後なんか……。

○藤崎林業振興課長 10年後というのは、10年後までに木造率を30%にするというのではなくて、中期目標として10カ年を上げておりました、毎年ぶれはあるかと思えますけれども、この中期10年間で30%という目標を確保したいということでありまして、10年目に30%ということではございません。

○村上寅美委員 それはわかるばってん、そんならあんた、もうちょっとたい、3年後の目標設定、5年後の目標設定、10年後はこうですよというようなことは掲げたら。そがんと、やる気ののうなるぞ。ということは、もう要望でよか。要望しとく。

もう1点ですね。韓国で鳥インフルエンザと出ているけれども、世界的に台湾とかほかの外国は野鳥なんかの問題もあるから、外国では、今どこか大々的に発生している国があるんですか。それを聞きたい。

○高野畜産課長 鳥インフルエンザの部分は……。

○村上寅美委員 口蹄疫たい。

○高野畜産課長 口蹄疫につきましては、今……。

○村上寅美委員 アバウトでよかつよ、試験じゃなかつだけん。

○高野畜産課長 韓国における口蹄疫は、今のところ、韓国の方の飼養頭数が、牛が大体300万頭、豚が大体950万頭ぐらいいるんですけれども、その中で、牛の大体5%がこの口

蹄疫で殺処分されております。それと、豚につきましては、約300万頭ですから、3分の1がこの口蹄疫で殺処分されているということで、本県も、インフルエンザも非常に怖いんですけども、韓国でこれだけ約330万頭の牛豚が殺処分されておりますので、いつこちらに入ってくるのか、それを一番心配しているような状況でございます。そういった部分で、水際対策、こういった部分を国と一緒にしながら対応しているような状況でございます。

○村上寅美委員 韓国だけ。

○高野畜産課長 今のところ、この口蹄疫絡みの部分は韓国が一番大きく取り上げられております。

○前川収委員 関連で1つ。

韓国で、ワクチンはどうしているんですかね。もうやっていると聞いていますけれども……。

○高野畜産課長 韓国におきましては、昨年の12月22日にワクチンを打つのを決定しまして、全牛と豚、これに2回ワクチン接種をやっているような状況でございます。それで、今のところ、このワクチンを全頭数に打ちまして、そして、とにかくワクチン株だけが発見されたものは食用に回すということで、野外株の部分については、もう殺処分というみたいな格好で今韓国は進められていると聞いております。

○前川収委員 もう終わったんですかね、ワクチンは。

○高野畜産課長 これは2月18日現在でございますけれども、2回目の接種が、牛では97%、豚では43%まで進んだというデータがご

ざいます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございますでしょうか。

○渡辺利男委員 林業振興課にお尋ねします。

せっかくいい法律ができて、こういう方針をつくるわけですけども、市町村やほかの各課が何かつくろうとした際に、結局RCよりも木造は高くつくからというのが一つのネックになるわけですね。でも、やっぱりせっかくこういうのができたんだから、林業振興課あたりが目を光らせて、Gメンじゃないけれども、これは何で木造でせぬかというような、そのくらいのはまりを持っていただきたい。そのくらいチェックして口を出すぐらいのことがあっていいのではないかと思います。

もう一つは、やっぱり公共施設の設計をする人たち、建築士ですね。はっきり言うて、木造によるいろんな大型とかなんとかをする技術を持った人は、そんなにいるんだろうかと。これは宮崎県の例ですけども、十数年前に、そういうのを育てるために、大学の建築士を養成するところに木造のための勉強する時間をうんととらせたとか、そういうこともやっているぐらいで、どうもどんどんどんやれと言ったって、図面を引く人がそういう技術がないならばだめだと思えますけれども、そのところはどうぞ。

○藤崎林業振興課長 今度のうちの基本方針の中で、今までの基本方針と違う点が、今先生おっしゃいましたように、今までは木造と非木造に分かれて私たちに情報として出てきたという面がございます。今から、今土木さんと検討中なんですけれども、その建物を建てる企画・計画の段階から、あるチェックシートで、これが木造にできない理由、木造に

できる理由、そういうのを全部チェックをかけたまま、そして木造化にもっていくようなチェックシート、そういうものをつくってチェックをしていこうということを今話し合っております。

建築士さんの方の話、この間、土木の方とちょっとお話をしたときに、今、年に2回ぐらい土木の方でも研修会等をされておるようで、建築士の方にも木造というものの意識づけというものを一生懸命されている状況がございます。

○中村博生委員 関連でいいですか。

今渡辺先生が言いなごつ、設計者が一番かわる問題と思うとですよね。確かによかこつじゃあるとですが、公共施設だけ、余り畳を敷くというとはなかかもしれぬばつてん、公営住宅とか職員の宿舎とかになると、やっぱり畳の間が設計で取り入れてもらえるか、もらえぬか。これでいくと、木材を利用される場所は全部使える。床とか壁とか書いてあるじゃないですか。その辺のちょこつとしたチェックもしてもらいたいなと思いますけれども。

○佐藤雅司委員長 畳をカウントしてあるんでしょう。

○藤崎林業振興課長 今先生おっしゃいました畳敷き等も、公営住宅等で、もし木造にできない部分であっても、内装に木材を使わせていただく、そしてその畳敷きを積極的にしていただくということで、この基本方針の方の目標値の中にも入れてございます。ですから、県産の畳とか、そういったものも活用していただくように進めていきたいと思っております。

○中村博生委員 木材と畳をセットでというようにやり出していただいておりますけれども、

だから問題は設計屋さんですたいね。住宅メーカー、個々の住宅、いろいろありますけれども、展示場に行くと、本当の畳を使うのは余りいない。そして1間ぐらいしかないですもんね。あるところで6畳1間ぐらいが精いっぱい。その辺もありますけん、やっぱり設計者——消費者というか、建てたい人も洋風という感じになつとるけん、木造建築というのは、やっぱり日本人としての基本であろうと思いますけん、その辺のぴしゃつとしたチェック体制も、今渡辺先生も言われたごつと思しますので、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 要望ですね。

○中村博生委員 要望でいいです。

○吉田忠道委員 林業振興課の方に今の件でちょっと聞きますけれども、この方針はよくわかるんですが、これは、ほかの法律によつての制約とかいうのが出てくるんじゃないかと思ひますけれども、これは、例えば消防法とかなんかの関連で、そういう改正とかなんかの方はあるんでしょうか、予定は。

○藤崎林業振興課長 今度の国の基本方針が出ましたときに、今まで各県にありませんでした木造をつくる時の木造基準というものを、今度国交省さんの方で、今月末という話でしたが、3月までにはそれが1つ出て、それを国の方から出されますと、各県もそれを基準にして木造化を進められるという、そういうのも1つ出てございます。

今先生がおっしゃいました、ほかの法律とかというので建築基準法の関係とかもござります。それで、今国の方も、すぐ建築基準法を全面改正ということにはならないかもしれませんけれども、一つの例としまして、3階建ての学校施設を、今度1棟完璧なものを建てまして、その燃焼試験とか、燃やす試験

とかをしまして、そこでデータを収集して、その知見がそろったものについて、その時々、それに伴って改正をしていくということはお伺いしております。

○吉田忠道委員 今の実験みたいなやつは、具体的にいつごろわかりますか。

○藤崎林業振興課長 23年度に実施する予定であります。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんでしょうか。この定例会は、後日後議分の委員会が予定されておりますので、本日は急ぎの案件についてありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長